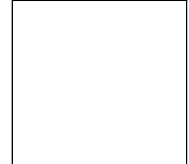


変更届 (兼 喪失届・再交付願・発見届・再交付通帳等受領書)

変更後(現在)のご住所等をご記入ください。

郵便番号 お届け日 年 月 日
おとところ
(フリガナ)
おなまえ
(大正・昭和・平成・令和 年 月 日生・設立)
お電話 ( ) 携帯電話 ( )
ご職業 : 会社役員 会社員 公務員 個人事業主 パート/アルバイト/派遣/契約社員 主婦 学生 退職された方/無職の方
お取引目的 : 貯蓄/資産運用 給与/年金受取 生活費決済 融資 事業費決済 外国為替取引 その他 ( )

印鑑変更の場合で左記に実印でお届けされたときは、下欄に新しいお届け印を押印してください。



該当する項目に○をしてください。

次の届出により後日事故が生じても私(と保証人)が責任を負い、貴金庫には一切ご迷惑をおかけしません。

1. 変更
今般、次の届出事項を変更しましたので、裏面記載事項を承認のうえお届けします。
変更以前の名義、代表者名等で口座振替請求があった場合は、変更後の私(当社)の口座でお取扱い下さい。
住所 名義 代表者 印鑑(共通・個別) その他( )
(融資取引のある方で勤務先を変更された場合) 新勤務先
変更前
変更する事項のみご記入下さい
電話 ( )
携帯 ( ) (旧)お届け印

2. 喪失
下記のものを喪失しましたので貴金庫所定の手続きを行って下さい。
後日喪失物を発見した場合には直ちにお届けします。
また、私の本人確認にかかる書類呈示に不足がある場合は裏面保証人連署のうえ提出します。
喪失事由
紛失・盗難・焼失
その他( )
3. 再交付
1. [ 喪失・破損等 ] (○を付す)のものを再交付して下さい。 3. 喪失届のものの再交付は不要です。
4. 発見
喪失の届出をしましたが発見しました。
1. 再交付前発見 2. 再交付後発見
お届日 年 月 日
5. 再交付通帳等受領書
再交付願のものを受取りました。 受領日 年 月 日
6. 元利息受領書
元利息を受取りました。 受領日 年 月 日

手形・小切手の喪失の場合は、券面の内容を裏面に記載してください。

Table with 3 columns: 対象 (本=本人、代=代理人、共=共通、個=個別), 科目-口座番号(店番)、手形No.・貸金庫No.等明細, 届出事項 (変更届(個別印鑑を除く)は記入不要)

Table with 10 columns: 信用金庫使用欄, 統一顧客番号, (喪失)当初受理欄, 検印, 係印, 処理番号・処理内容, 処理完了日, 検印, 係印, 回収

Placeholder for PIN number entry

【保証人様ご記入欄】

ご住所・お名前等をご記入ください。	おとこ	お届印または実印
	おなまえ	
	お電話 (        -        -        ) 携帯電話 (        -        -        )	

【手形・小切手明細】

↓ 該当に○を付してください	未使用の場合		発行済の場合			
	手形・小切手番号	枚数	手形小切手番号	金額	振出日	受取人等
小切手	No.        ~ No.		No.			
約束手形	No.        ~ No.		No.			
為替手形	No.        ~ No.		No.			

【記載事項】

- 総合口座取引関係の変更については、普通預金及び定期預金取引の両方において変更手続を取られたものとして取扱います。
- 公共料金等の口座振替をご利用の場合には、必要により変更事項を当該企業(団体)にもご提出下さい。
- 複数の口座、科目につき変更される場合でも、この変更届出で全て転用します。
- この変更届は、当金庫に対する預金者として、または債務者、連帯保証人、出資者としての届出事項についての変更として取り扱います。  
なお、必要に応じてご本人宛照会状を発送する場合がありますのでご了承願います。
- ご呈示いただいた運転免許証等の公的書類をコピーさせていただきますのでご了承願います。
- 変更事項の種類により、必要に応じて下記の書類をご用意下さい。なお、事情により他の書類をお願いすることがあります。
- マル優・マル特・マル財をご利用のお客様は「非課税貯蓄異動申告書」等の提出が必要な場合もあります。
- キャッシュカード再発行のご依頼で、紛失等で旧カードの回収ができない場合は、新暗証番号のお届けをお願いします。
- 代理人カード発行があり、本人または代理人カードのいずれか一方を喪失した場合は、もう一方のカードもご提出ください。

【ご提出いただく公的書類】

変更事項	取引種類	個人	法人	通帳証書	共通(個別)印鑑届
住所	預金・出資	変更事項が確認できる公的書類	変更事項が確認できる公的書類		
	当座・融資	住民票または印鑑証明書	商業登記簿謄(抄)本		
	カード・ローン・個人ローン等	変更事項が確認できる公的書類			
名義 商号・社名 組織	預金・出資	変更事項が確認できる公的書類	変更事項が確認できる公的書類	○	
	当座・融資	戸籍謄(抄)本及び印鑑証明書	商業登記簿謄(抄)本及び印鑑証明書		
代表者 支配人	預金・出資		変更事項が確認できる公的書類	○	
	当座・融資		商業登記簿謄(抄)本及び印鑑証明書		
印鑑	預金・出資	(下記のいずれか) ○旧お届け印 ○旧お届け印がない場合			○
			・運転免許証等の公的書類 ・印鑑証明書 ・保証人		
	当座 (実印及び実印以外の使用印)	印鑑証明書	印鑑証明書		
	融資	印鑑証明書	印鑑証明書		

(信用金庫使用欄)

添付書類  
 ・融資取引先(ローン取引・カードローン極度額設定先を含む)で、住所・名義・代表者変更時は、「変更届 付表」を添付  
 ・顧客結合照会票(共通印鑑変更時、個別印鑑届があれば照会票の残高欄余白に『個別』と表示)  
 ・融資取引現況表  
 ・本人確認書類写

注 ①総合口座通帳喪失の場合…担保定期性預金が設定されている場合は注意コード設定時、総合口座連動[ ]に1(連動)を入力  
 ②再交付等の手続完了後の発見物の提出を受けた場合は、旧通帳は返却、旧証書は回収のうえ「重要印刷物書損・破棄記録簿」へ転記し管理する。キャッシュカードは破砕処分する。  
 ③貸金庫カード再交付の場合は、本紙コピーを業務支援部(上野)に送付する。